

TEPCO

料 金 表

[特別高圧]

2019 年 10 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金表 [特別高圧]

1 対象となるお客さま

この料金表 [特別高圧] (以下「この料金表」といいます。) は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

2 料 金

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A

電気需給約款 [特別高圧] (以下「需給約款」といいます。) 14 (特別高圧季節別時間帯別電力A) (4) の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,661円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,606円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円71銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円49銭

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円10銭	15円95銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円89銭	15円74銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円31銭

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力B

需給約款15（特別高圧季節別時間帯別電力B）(4)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,661円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,606円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,551円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円71銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円49銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	17円27銭

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他

季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円10銭	15円95銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円89銭	15円74銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円66銭	15円46銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円31銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	12円16銭

(3) 特別高圧電力A

需給約款16（特別高圧電力A）(4)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,661円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,606円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円91銭	14円90銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円65銭	14円69銭

(4) 特別高圧電力B

需給約款17（特別高圧電力B）（4）の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,661円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,606円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,551円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円35銭	14円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円10銭	14円18銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	14円86銭	13円96銭

(5) 特別高圧臨時電力

需給約款18（特別高圧臨時電力）（2）ロの電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 需給約款18（特別高圧臨時電力）（1）イに該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円43銭	16円30銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円13銭	16円03銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円86銭	15円78銭

ロ 需給約款18（特別高圧臨時電力）(1)ロに該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18円11銭	16円91銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円80銭	16円63銭

(6) 特別高圧自家発補給電力

需給約款19（特別高圧自家発補給電力）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)の電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 特別高圧自家発補給電力A

(イ) 定期検査または定期補修による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円01銭	15円90銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円72銭	15円65銭

(ロ) (イ)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	20円03銭	18円65銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	19円68銭	18円34銭

ロ 特別高圧自家発補給電力B

(イ) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円38銭	15円35銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円12銭	15円10銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	15円86銭	14円86銭

(ロ) (イ)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	19円25銭	17円96銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18円91銭	17円65銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	18円59銭	17円35銭

3 延滞利息

需給約款28（延滞利息）(2)に定める係数は、次のとおりといたします。

係数	$\frac{10}{110}$
----	------------------

4 燃料費調整

(1) 需給約款別表3（燃料費調整）(1)イに定める α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

- (2) 需給約款別表 3 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格
基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	44,200円
--------	---------

- (3) 需給約款別表 3 (燃料費調整) (2) に定める基準単価
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22銭1厘
-------------	-------

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

(1) 料金率および基準単価

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、2（料金）および4（燃料費調整）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 料 金

(イ) 特別高圧季節別時間帯別電力A

a 基本料金

契 約 電 力 1キロボルト に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭

b 電力量料金

(a) ピーク時間

1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円39銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円17銭

(b) 昼間時間

		夏季料金	その他季料金
1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円79銭	15円66銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円58銭	15円45銭

(c) 夜間時間

1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円31銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円09銭

(d) 特別高圧季節別時間帯別電力B

a 基本料金

契約電力 1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,522円80銭

b 電力量料金

(a) ピーク時間

1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円39銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円17銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円96銭

(b) 昼間時間

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円79銭	15円66銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円58銭	15円45銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円36銭	15円18銭

(c) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円31銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円09銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	11円94銭

(ハ) 特別高圧電力A

a 基本料金

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭

b 電力量料金

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円62銭	14円63銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円37銭	14円42銭

(ニ) 特別高圧電力B

a 基本料金

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,522円80銭

b 電力量料金

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円07銭	14円14銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	14円83銭	13円92銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	14円59銭	13円71銭

(ホ) 特別高圧臨時電力

a 需給約款18（特別高圧臨時電力）(1)イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円11銭	16円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円82銭	15円74銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円55銭	15円49銭

b 需給約款18（特別高圧臨時電力）(1)ロに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円78銭	16円60銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円48銭	16円33銭

(ハ) 特別高圧自家発補給電力

a 特別高圧自家発補給電力A

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円70銭	15円61銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円42銭	15円37銭

(b) (a)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	19円67銭	18円31銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	19円32銭	18円01銭

b 特別高圧自家発補給電力B

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円08銭	15円07銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円83銭	14円83銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	15円57銭	14円59銭

(b) (a)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18円90銭	17円63銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18円57銭	17円33銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	18円25銭	17円03銭

ロ 基準単価

1キロワット時につき	21銭7厘
------------	-------

(2) 延滞利息

2019年9月30日までに当社が支払いを受ける権利が確定する料金および(1)を適用して算定された料金に係る延滞利息の算定における係数は、3(延滞利息)にかかわらず、次のとおりといたします。

係数	$\frac{8}{108}$
----	-----------------